

……そして、やっとの思いで A さんは 30 年ローンを完結。

だが、そこで話は終わらなかった。ある時 A さんに一枚の請求書が届く。請求額は 3700 万円。なんと B さんが破産して、A さんにそのつげが回ってきたという、いやーなお話してございます。

A さん = 神奈川県 B さん = 日本国

実際ありえない、へんてこな話に聞こえますが、実は、A さんとは神奈川県。B さんとは日本国。住宅ローンとは一部の地方債（臨時財政対策債、減収ほてん債、財源対策債、減税補てん債、災害復旧債、臨時税収補てん債）なんです。

県が発行した地方債の中で借金返済を国が算定手続き上担う（地方交付税措置する）地方債があることはあまり知られていません。

実際、国が破産するということは手続き上発生していませんが、間違いなく国の債務は神奈川県民含めて全国民が負うのですから小咄はそう現実離れした話ではないのです。

いやはや
なんとも、おあとが
わるいようで…。



さて、平成 21 年度に対する決算委員会で、小咄の数字を実際に入れ替える必要がありますが、私は「5 万 2 千円」を貯金すべきといたしました。しかし県の回答は「償還（ローンの返済）期間を国にあわせるのは困難だし、財政が厳しいので貯金をすることもできない」と返答。

実際、県はいくら「貯金」をするべきかという、減収補てん債について国が 20 年償還で措置しているのに、実際、県は 30 年償還で返済

しているので平成 21 年度で

178 億円「余っている」

という点が一つ。財源対策債では同様に平成 21 年度で

52 億 6200 万円「余っている」

という点が二つ。双方とも、貯金をすべきなのです。21 年目からの国の措置はなくなるのですから。

神奈川県政策局資金調査課 作成を井手が加工 (単位: 百万円)

地方債における県償還額と国の措置額の乖離 (余り)		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
減収補てん債 (算入率 75%、H14 以前は 80%)	県償還決算額 (A)	22,946	32,631	32,871
	×75%(A')	17,210	24,473	24,653
	交付税措置額 (B)	45,098	43,165	42,503
	乖離額 (B)-(A') 「余り」	27,889	18,692	17,850
財源対策債 (算入率 50%)	県償還決算額 (A)	24,910	26,967	26,090
	×50%(A')	12,455	13,484	13,045
	交付税措置額 (B)	16,963	17,684	18,307
	乖離額 (B)-(A') 「余り」	4,508	4,201	5,262

※(A') は、算入率を加味した概数

解説) 乖離額がプラスということはその分国が多く交付税措置しているということ小咄ではこれを「余り」と表現した。